

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 25 日（火）第 602 号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

訓

令

○鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（※）（総務事務センター取扱い） 1

訓

令

鹿 児 島 県

鹿 児 島 県 議 会

鹿児島県人事委員会

鹿児島県監査委員訓令第1号

鹿児島県労働委員会

鹿 児 島 県 企 業

鹿児島県立病院局企業

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事	塩田康一
鹿児島県議会議長	松里保廣
鹿児島県人事委員会委員長	富永信一
鹿児島県代表監査委員	松蘭英昭
鹿児島県労働委員会会長	采女博文
鹿児島県立病院事業管理者	原口優清

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県	平成18年鹿児島県監査委員訓令第1号の一部を次のように改正する。
鹿児島県議会	
鹿児島県人事委員会	
鹿児島県労働委員会	
鹿児島県企業	
鹿児島県立病院局企業	
鹿児島県職員安全衛生管理規程	

のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(13) 化学物質管理者 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）

第12条の5第1項に規定する化学物質管理者をいう。

(14) 保護具着用管理責任者 省令第12条の6第1項に規定する保護具着用管理責任者をいう。

第15条の次に次の2条を加える。

（化学物質管理者）

第15条の2 法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物を取り扱う課等に化学物質管理者を

置き、課等の長が選任する。

2 化学物質管理者は、省令第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。

3 課等の長は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者等の氏名を課等の見やすい箇所に掲示する等により職員に周知させなければならない。

（保護具着用管理責任者）

第15条の3 リスクアセスメントの結果に基づく措置として、職員に保護具を使用させるときは、課等に保護具着用管理責任者を置き、課等の長が選任する。

2 保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。

3 課等の長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を課等の見やすい箇所に掲示する等により職員に周知させなければならない。

第16条第1項中「又は作業主任者」を「、作業主任者、化学物質管理者又は保護具着用管理責任者」に改める。

第23条第1項中「労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）」を「政令」に改め、同条第2項中「労働安全衛生法施行令」を「政令」に改める。

別記第1号様式中

6 作業主任者					免許取得年月日 年 月 日	を に改
6 作業主任者					免許取得年月日 年 月 日	
7 化学物質管理者						に改
8 保護具着用管理 責任者						

める。

別記第3号様式中 「 $\begin{matrix} G & O & T \\ G & P & T \end{matrix}$ 」を「 $\begin{matrix} A & S & T \\ A & L & T \end{matrix}$ 」に、

「 $\gamma - G T P$ 」を「 $\gamma - G T$ 」に、

「血糖（空腹時）」を「血糖（空腹時）
H b A 1 c」に改める。

別記第10号様式その1中 「出勤見込」を「出勤（見込）日」に改め、同様式

その2中 「出勤見込日」を「出勤（見込）日」に、

勤務上の 注意事項	出張の可否	
	超過勤務の可否	
	その他の 注意事項	

を

「

勤務上の注意 事項（制限を 要する期間は 最長 6 か月）	出張の可否	☐ 可（制限なし） ☐ 可（管内のみ）（制限を要する期間： か月） ☐ 不可（制限を要する期間： か月）
	超過勤務の可否	☐ 可（制限なし） ☐ 可（月 時間まで）（制限を要する期間： か月） ☐ 不可（制限を要する期間： か月）
	深夜勤務の可否 （深夜勤務があ る場合記入する こと。）	☐ 可 ☐ 不可（制限を要する期間： か月）
	そ の 他 の 注 意 事 項	

」

に改める。

附 則

- 1 この訓令は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県職員安全衛生管理規程に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。